

福島第一原発事故による被害の全面救済の実現及び 原発再稼働等の原発推進政策からの即時撤退を求める決議

1 歴代政権が作り上げてきた原発の「安全神話」は、11年3月11日の福島第一原発事故により完全に崩壊した。事故から3年半が経過した今でも多くの人々が避難を余儀なくされ、事故収束をめぐるトラブルは今なお多くの国民や国際社会に不安を与えている。そして、誰もが原子力のリスクを再認識し、原子力発電に対する不安感や、原子力政策を推進してきた政府や事業者に対する不信感・反発がこれまでになく高まった。その全国的な反対運動の結果、国内で稼働する原発は1基もない状況を獲得した。

反面、福島第一原発事故による甚大な被害の原状回復と完全賠償はいまだ実現されていない。事故収束の目途も立っていないという深刻な状況が今も続いている。

2 それにもかかわらず、政府は、福島第一原発事故の凄惨な現実を顧みることなく、14年4月には、エネルギー基本計画を閣議決定し、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発の安全性よりも、低コストや安定供給性などを強調するとともに、新たな安全神話ともいえる「世界一厳しい」と称する規制基準に適合した原発の再稼働を進めることを決めた。再び原発に依存する社会に回帰させようとしている。同月、日本企業がトルコとアラブ首長国連邦(UAE)への原発輸出を可能にする原子力協定が承認された。さらに、同年9月、原子力規制委員会は、九州電力川内原発1・2号機について、再稼働の前提となる新規規制基準への適合性を認めた。これにより川内原発の今冬以降の再稼働が目論まれている。川内原発以外の原発についても、今後順次原子力規制委員会の審査を経て再稼働を進めようとしている状況である。

原発の海外輸出は、核の拡散や事故の危険を惹起させ、世界の安全を脅かすものにほかならない。原発の再稼働については、新規規制基準は原発の安全性を担保するものではないし、避難計画も机上の空論に過ぎず、実効性は全く確保されておらず、住民の安全をないがしろにするものである。川内原発は火山活動の危険性が指摘されているが、多くの被害をもたらした同年9月の御嶽山噴火も全く予知できなかったものである。未曾有の大災害を経験した我が国は、未知なる自然の驚異に対してこれまで以上に謙虚になるべきである。

3 政府が無責任な原発推進政策を進める一方で、福井地方裁判所は、14年5月21日、半径250キロメートル圏内の住民の人格権に基づいて大飯原発3・4号機の運転差止請求を認める画期的判決を下した。同判決は、国民の生命、身体及び安全で平穏な生活を守るための極めて常識的な判断であり、人類とは共存できない本質的な危険性を孕む原発には依存しない社会を築いていこうとする多くの国民を納得させる内容である。原発推進政策に突き進む政府は、同判決の内容を虚心坦懐に受け止め、誤った政策を早期に撤回し、福島第一原発事故の被害の全面救済を最優先で実現すべきである。

4 同判決が示すとおり、福島第一原発事故は、我が国始まって以来最大の公害、環境汚染である。そして、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるこそが国富の喪失である。政府の原発推進政策は、原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの国民の意見を無視するばかりか、国民生活の安全をないがしろにするものである。原発の安全性は絶対に確保しえないという福島第一原発事故の現実を顧みない全く無責任な政策であるといわざるを得ない。

自由法曹団は、国富の喪失となる原発事故の被害を二度と繰り返させず、将来世代に禍根を残さないために、国に対し、福島第一原発事故の責任を認め、原発推進の国策を

転換して早期に原発ゼロの社会を実現することを求める。そのうえで、福島第一原発事故により今もなお甚大な被害に苦しむ多くの人たちの全面救済の実現を最優先で取り組むことを求める。我々はそのためのたたかいに傾注することを決議する。

2014年10月20日
自由法曹団 福井・あわら総会